

○五月日に提出している(3)。
しかしながら、東久邇内閣自体は、
憲法改正が必要にならねばならないとい
うことが前提となつたことはあるが、
正式に憲法改正問題がとりあつたこと
とはなかつた。それは、「憲法改正は非
常に慎重にやるべきだ」、いまでも憲手
すべきものにとりながら、意見を非常に
強く出た(4)。(5)からであるとい
われている。しかし、より基本的には、「国
体維持」ということを謳つて辛うじてホ
ッダム宣言受諾によつて切つた直後だけ
に、国の基本法の変更を口に出しにくい
情勢にあつた、といふ事情によるものと
思われる。何しろ當時は、新聞も、八月
一日の終戦の後しばらくの間は、国体
を堅持しえたことを喜び、あるいは敗戦
後の新日本建設に関する精神論を眠くに
留つていたのであつて、遠慮しながら憲
法改正の必要に言及するようになつたの
は、九月二日の「獨白」「毎日」の「読売
報知」紙が初めてであつたのだらう。内
閣が慎重になつてゐた、あつてもよく

に対する警戒心をさらに高めた。こうして、「新憲法草案は、各部分が相互に関連をもつ一連なるものとして書き下されたもの」(3)であることが強調されることになる(3)。

前掲の「三月二日案」をめぐる佐藤連夫と総司令部側の折衝において、総司令部側がとりわけ、天皇に関する規定、基本的人権のうら言論の自由、人身の自由に関する規定について強硬な態度をとり、他の箇所については修正に際する態度をとった(3)のも、このようなコンテキストで見ると、よりよく理解されよう。

- (3) 前掲(2)、前掲書一巻一五五頁。
- (3) ケイ・エスは、西理の平和維持部隊に police force を派遣するものとして、強い反対を述べたことについて述べている。
- (3) 佐藤連夫・オベールの通訳書二〇八頁(二五二頁)。
- (3) 前掲(2)、前掲書一巻一五五頁。
- (3) 三月二日の案に於けるウエーの発言(同前)。
- (3) 佐藤連夫は、三月二日の総司令部との会議の発言をまとめた手記の中で、総司令部側の態度を「憲法草案に對する強硬な態度」であると述べている。その上で、総司令部側が、その案は「ほそのまゝ日本側に引き渡す」という態度を表明している点に「訝然」とし、その理解が、かなり一般化のものとなつたことに目を配らなければならない。
- しかしこの理解には、誤解ならぬ誤解があるように思われる。田中素夫・前掲(註)を参照。

り、論文二〇五頁以下。

(3) この断片は、佐藤連夫・前掲書一巻一五五頁に於て記されている。

五 日本国憲法成立以後

(1) 日本国憲法再検討の示唆

こうして成立した日本国憲法について、一九四七年一月と四月八年八月の二回にわたって、総司令部から、日本政府に対して、憲法を再検討する旨の示唆がなされた。この示唆は、一九四六年一〇月の憲法委員会決定に従ってなされたものである。

日本国憲法の制定が上述のような過程でなされたことは、マッカーサーの強い押し、他の連合国の強固な支持を要した。それであるが、憲法委員会では、しばしば日本の憲法の問題がとりあげられた。そして一九四六年の春から夏にかけては、新憲法の成立を遅らせ、憲法改正に對する委員会の意見を確保しようとする努力がなされた。しかし、この努力は失敗する。それは、一つには、憲法委員会が、あまりに憲法改正の途について有効な案を出しえなかった(3)こと、もう一つは、連合国側が「日本国民の自由を表明した憲法」によるもののみを認めるため、一九四六年一〇月一七日付「日本の新

憲法」の再検討に関する規定の採択という形で引き下ろさるゝをえなかったのである。

この二回にわたる申入れにもかかわらず、日本政府はだんたんの措置もとらなかつた。日本国憲法は、その後修正されることなく、今日に及んでいる。

(3) 一九四六年七月二日は、佐藤連夫「日本の新憲法についての憲法問題」は、SWANCO・二二八頁。但し、佐藤連夫は、憲法委員会が日本国憲法に對する案は、主権の所在の明瞭なものでない、項の二点のみであると思われる。

(2) 結び——南北戦争後の南部諸州との対比

アメリカの学者のなかには、戦後の日本の改革を、南北戦争後の南部での改革と対比する人がいる。確かに両者とも、軍隊の占領下に、伝統的な価値体系と異なる理念に基づいて、憲法の全面的改正を命じ、統治体制・社会体制の大改革が行われた。旧体制の拒絶者がペーシされたところまで、両者は似ている。日本の憲法改正が「押しつけ」ならば、南北戦争後の南部での憲法の全面的改正——まさに新憲法の採択——も、同様に「押しつけ」であった。

ところが、南部の場合には、連邦の軍隊が敗北後日ならずして、外部から押しつけられた改革は棄て去られた。これに對

し、日本の場合には、日本国憲法に対する攻撃・批判は少なくなく、また上掲の改革のかなりものについて「押しつけ」が行われたが、日本国憲法はそのまま維持されたのみならず、そこで掲げられた新しい価値は、徐々に人々の間に浸透していき、今日に及んでいる。人々が、意識的・無意識的に、旧憲法の枠組でなく、新憲法の枠組でものを考えるようになっているのは、その一つのあらわれである。このことは、私は、極めて重要な事実であり、日本国憲法成立の過程の評價にあたっては十分留意されてよいことのように思われる。

(3) 補記

- ① 一般歴史の叙述のつもりなので、文中、敬称を一部省略したことをお詫言いた。
- ② 本稿にはいろいろな事案が引かれており、そのうち、次のような参考文献に出ており、かつ比較的広く知られていると思われるものについては、出典を明示することを省略した。
- 佐藤連夫・日本国憲法成立史一(一九六二、六四)
- 憲法問題研究会・憲法制定の経緯に関する資料(一九六四)
- 前掲書三・六五二頁・田中素夫・日本国憲法制定の経緯一(二巻)(一九六二、七三)
- ③ 本稿では、日本国憲法の再検討の制度は、憲法には定められていない。この点については、前掲(2)、前掲書の第二巻二二五頁を参照されたい。

(佐藤・ひであ)

占領法体系とその意味

一 日本の占領

一九四五年四月一日、米軍は沖縄本島に上陸し、日本領土の軍事占領がはじまった。八月一日、日本はポツダム宣言を受諾し、九月二日、同盟国を内閣とする降伏文書に署名した。ポツダム宣言は、米英中ソ四ヶ国の宣言であったが、降伏文書は、米英中ソのほかに「日本国と戦争状態に在る他の連合諸国家の利益の為に」受諾されるべき国が記載されていた。降伏文書が署名されたミズーリ号上には、米英中ソ四国代表のほか、オーストラリア、カナダ、フランス、オランダ、ニュージーランドの代表者がいた。

戦場の延長として開始された米軍の沖縄占領とは別に、日本の占領は、ポツダム宣言と降伏文書をもとにして開始された。沖縄占領は、四五年一月二九日の連合国最高司令官の「吾々の外敵地域を政治・行政上日本から分離することに同意する覚書」によって、本土の占領とは別

の米軍の直接支配であることが確認された。北緯三〇度以南の南西諸島についてである。しかし、この確認以前から、ポツダム宣言と降伏文書にもとづいて、連合国による日本占領は、沖縄を除く日本本土に限定されていた。そして、この日本本土の連合国による占領も、連合国最高司令官として日本占領の最高責任者となつたのは、アメリカ合衆国の任命したマッカーサーであり、この占領は、米大統領が承認してマッカーサーに指令された「降伏後における米国の初期の対日方針」(九月六日)によって開始されたから、現実には、米軍による軍事占領としてはいまひとつといつてもよい。名目は連合国であるが、事実上はアメリカ単独といふべきが、日本の占領は最初から一定のひずみを含んでいた。

「初期の対日方針」(九月二二日公衆)によれば、占領の主体について「対日戦争に於て積極的役割を演じた他の諸国の軍隊の占領への参加は歓迎せられ且期待せらるゝ」と占領軍は米国の指定する

最高司令官の指揮下にあるものとされた。そして、占領について「主要連合諸国に意見の不一致を生じた場合に於ては米国の政策に従うもの」とされていた。事実、米軍以外の軍隊の日本占領への参加は、米国の承認とおりに決定された。ソ連軍の北進道への進駐が拒否されたのはその一例である。

占領と日本政府との関係については、ドイツの場合とはことなる「間接統治」の原則が詳細にのべられていて注目される。アメリカ政府の日本占領にたいする態度が率直に語られているので、そのまゝを記す。

「日本社会の現在の性格並に最小の兵力と資源に依り目的を達成せんとする米国の希望に鑑み、最高司令官は米国の目的達成を促進する限りに於ては、王座を含む日本政府機関及諸機関を通じて其権力を行使すべし。日本政府は最高司令官の指示の下に国内行政事項に關し通常の政治機能を行便することを許せらるべし。但し右方針は天皇又は他の日

本の機関が降伏案項実施上最高司令官の要求を満足に果たせる場合、最高司令官が政府機関又は人事の設置を要求し乃至は直接行動する権利と義務の下に置かるものとする。尚右方針は最高司令官をして米国の目的達成を目途する前進的改革を期して王座又は他の日本の政府機関を支持せしむるものにあらず。即ち右方針は現在の日本統治形式を利用せんとするものとして之を支持せんとするものにあらず。封建的又は権力主義的傾向を修正せんとする統治形式の設置は、日本政府に依ると日本国民に依るとを問はず許せられ且支持せらるべし。新憲法の実現の爲日本国民又は日本政府が其の反対者抑圧の権限を行使する場合には、最高司令官は應ずる部隊の安全並に占領の目的達成を保障するに必要なる限度に於て、之に干渉するものとする。」

なお、この「初期の対日方針」には、政治および経済の分野で、占領軍がなすべき基本政策が明記されておらず、それはほそのまゝ占領軍の指令として日本

長谷川正安
名古屋大学教授